

中間前金払の実施について

資金流通の円滑化を図り経営改善に資するため、平成21年4月から契約する工事請負契約について、中間前金払を実施しています（天童市建設工事請負契約約款第36条第3項）。

1 対象となる工事

前払金を受領している1,000万円以上の工事で、次の条件をすべて満たす工事

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1までに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた工事に係る作業に要する費用が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払の額

請負金額の2割以内

3 必要な書類及び手続

- (1) 中間前金払認定請求書（様式第10号の2）、工事履行報告書（様式第10号の3）を添付して提出
- (2) 確認後、中間前金払認定調書を交付
- (3) 工事請負代金額前金払請求書に保証事業会社の保証書を添付して請求

